

広島県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、尾道市選挙管理委員会等から報告があつた。

令和二年四月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
尾道市市民会館	尾道市久保一丁目 15 番 1 号	令和 2 年 4 月 1 日
照蓮寺	竹原市本町三丁目 13 番 1 号	令和 2 年 4 月 3 日
長建寺	竹原市港町二丁目 9 番 1 号	令和 2 年 4 月 3 日
たけはら美術館文化創造ホール	竹原市中央五丁目 6 番 28 号	令和 2 年 4 月 3 日